

議題（１）

内航アクションプランの位置づけ等について

○改正内航海運業法の趣旨の浸透

⇒ 改正内航海運業法が施行され約1年が経過するタイミングで、さらに法律・ガイドラインの趣旨の浸透を図るため、「内航アクションプラン」を作成する。

○業界における課題の整理

⇒ 内航総連内のWGにおいて抽出された課題を基に、事務局において課題を整理し、安定・効率輸送協議会にて議論する。

○作成趣旨

- ・法律、ガイドラインの趣旨の理解及び対応の底上げを業界全体で図る。

○作成方法

- ・①法律事項の遵守の確認、②ガイドラインで推奨している取組、③独自の取組
- ・各企業が作成し、業界団体は各企業が作成したアクションプランについて集計。

○プランの取扱い

- ・各企業が作成したアクションプランは、業界団体への提出までに留める（上記「作成方法」のとおり各業界団体が集計し、協議会に提示）。
- ・アクションプランの公表については、一部業界団体より「まずは本取組自体について更なる議論を深めるべき」との意見もあり、協議会内限りの資料として取り扱う。アクションプランの概要を公表する際には、安定・効率輸送協議会メンバーと調整する。

○各企業に対するフォローアップ方法

- ・来年度以降も各事業者に対し、国土交通省や各業界団体からフォローアップ※を行う（※安定・効率輸送協議会において業界ごとの実施率を検証し、フォローアップを行う。）。
- ・具体的なフォローアップ方法等に関しては、業界団体と今後調整。

2 / 1

令和4年度第2回安定・効率輸送協議会
⇒業界団体よりアクションプランに対する意見を収集

【事務局】

業界団体からの意見を踏まえ
アクションプラン修正

2 / 6

アクションプランひな型完成 + 作成依頼

4 月末

業界団体とりまとめ版アクションプラン
⇒個社が作成したアクションプランを
業界団体がとりまとめ、国土交通省に提出

内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会
⇒業界団体よりアクションプランを紹介